

Title	天智天皇と皇位繼承法
Author	直木, 孝次郎
Citation	人文研究. 6 卷 9 号, p.737-747.
Issue Date	1955
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学会
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

天智天皇と皇位繼承法

直木孝次郎

一

續日本記の卷四、慶雲四年七月壬子条に載せる所の元明天皇即位の宣命に、『かけまくかしこ關も威き、近江大津宮御宇大倭根子天皇の天地と共に長く、日月と共に遠く、改るまじき常の典と立て賜ひ敷き賜へる法』という句がある。所謂『天智天皇の立て賜ひし常の典』であつて、その後表現はやゝ簡畧になるが、奈良朝では聖武・孝謙・桓武の三天皇の即位の宣命に見える。以下『不改常典』と畧称することとするが、通説ではこれを近江令を指したものとする。所が近年、岩橋小彌太氏は通説を否定して、『令とは独立に別に規定せられた』皇位繼承法であるといふ、注目すべき説を提出された。この説は青木和夫氏によつて肯定されたが、高橋崇氏は、元明天皇の即位の宣命には別の所に、『又天地のむた、長く遠く改るまじき常の典と立て賜へる食國の法も傾く事なく動く事なく渡りゆかむおもほとも念しめさくと詔りたまふ命』とあることを指摘し、こゝでは『不改常典』は『食國法』といわれており、『食國法』は國家統治の法律と解することができるから、結局『不改常典』は近江令を指していると考えねばならぬと論じられた。

しかし不改常典の語が即位の宣命にのみ現われ、高橋氏の指摘された一例を除くと、他はすべて皇位繼承に關して引用されていることは事實であつて、これが皇位繼承法と極めて密接な関係にあつたことは覆うことができない。一方、岩橋氏の説かれるように、後年の養老令や母法となつた隋・唐の令から推すならば、近江令を否定する立場に立てば勿論、近

江令があつたとしても、その中に皇位繼承法が含まれていたとは考え難い。そして又近江令は、始めて不改常典の語の見える慶雲四年まででも、天智朝以後に天武令・大宝令と少くも二度の変改を経てゐるはずで、すでに天智の定めた通りには行わされていないのであるから、それを不改常典と称するのは道理に反する。かように見てくると、高橋氏の指摘にはもつともな点があるが、食国法は国家を治めてゆくのに必要な皇位繼承法、或いは皇位繼承法を中心とした国家統治のための法典、という意に解し、近江令とは違う別な法とするのが、より妥当な解釈なのであるまいか。私見では岩橋氏の説をやゝ緩かに解して、不改常典を皇位繼承法、又はそれを中心とする法典と考えるのである。

二

『不改常典』の主眼が皇位繼承法にあるとするならば、いかなる順序で皇位が受け継がれるものとされていたか、その具体的な内容について考えなければならぬ。岩橋氏は次のように言われる。元明天皇の宣命では、持続天皇が皇位を草壁皇子の嫡子なる文武天皇に授け、相並んで天の下を治めたのは、不改常典の法を承つてそれを実行されたのである、という意味のことが述べられ、聖武天皇の宣命では、皇位が文武から元明・元正を経て、文武の皇子である聖武天皇に伝えられるのが、不改常典の趣旨に従うことである、という意味が述べられている。『されば天智天皇の不改の常典というのは、皇位は直系の皇統に伝えるといふ事でなければならない』と。

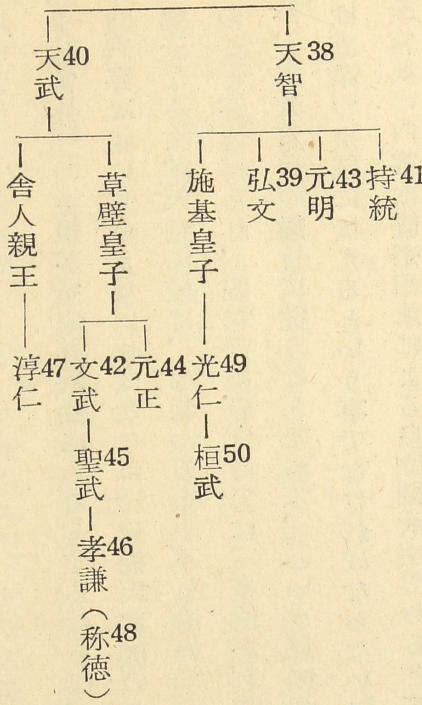
不改常典の内容は直系相承による皇位繼承法であるとする岩橋氏の見解は、同氏は触れておられないけれど、即位宣命に不改常典の語の見える他の二人の天皇、孝謙・桓武が共に位を父から受け継いだ直系相続であり、宣命に不改常典の語の見えない淳仁・稱徳・光仁の三代⁴⁾は直系相続ではないという事実からも支持されるであろう。(次頁の表参照)

このことは、改めてこゝで述べるまでもなく、坂本太郎氏がすでに注意しておられるのであつて、氏は論文『飛鳥淨御原律令考』⁵⁾の中で次のように言われる。

天智天皇と皇位継承法

五〇 (七三九)

『歴代天皇の即位の宣命に、天智天皇の不朽の法典に随つて天日嗣の業を行ふことを宣言するのも、まず桓武天皇から慣習化したといつてよからう。尤もこれには沿革があつて、すでに元明・聖武・孝謙の三代にも天智天皇の法典のことは宣べられたが、その宣べ方は皇位継承法（具体的には直系相承法）の准拠として引合いに出しているのであつて、そのため異例の継承であつた淳仁・称徳・光仁の三代では全く言及されなかつたのである。』（括弧内原文のまま）



坂本氏は不改常典のことを不朽の法典を言つておられるだけで、近江令と見るべきかどうか言明しておられない⁶⁾ので、岩橋説をどの程度承認されるのか明らかではないが、不改常典が直系相承を規定した皇位継承法と深い関係にあることは認めでおられる。氏の行文より察すれば、淳仁以下三天皇の宣命に不改常典の語が見えないことを、その主要な論拠としておられると考えてよいであろう。

続紀に記された歴代のうちでは、淳仁以下の三天皇の外に文武天皇の即位の宣命も、不改常典に言及していない。祖母に当る持統天皇から位を受けたのであるし、次代の元明の宣命に言うように、嘗て皇太子であつた草壁皇子の子なのであ

るから、直系と言えばいえるが、父子相承のスマーズな皇位継承ではなかつたためであらうか。そういえば元明天皇の宣命で、

関まくも威き藤原の宮に御宇しし倭根子天皇、丁酉の八月に、此の食国天下の業を、日並知の皇太子の嫡子今御宇しつる天皇に授賜ひて、並坐して此の天下を治賜ひ諧賜ひき、是は関まくも威き近江の大津宮に御宇しし大倭根天皇の天地と共に長く、日月と共に遠く、改るまじき常の典と立賜ひ敷賜へる法を、受賜はり坐して行賜ふ事と、衆受賜はりて、恐み仕奉りづらくと、詔りたまふ命を、衆聞しめさへと宣る。

と言つて、文武の即位について、天皇が日並知の皇太子（草壁皇子）の嫡子であると うことを強調しているのは、やゝ辯解がましく聞える。即ち、持統の孫というだけでは不十分なのであつて、日並知の皇子の嫡子ということで、文武即位が不改常典に依るものと言うことができたのであると思われる。若しかような解釈が許されるならば、不改常典にいう皇位継承の具体的な内容は、単なる直系相承には止まらず、父系直系、又は父子間の継承であると言わざるを得ない。

こゝまで推歩を進めるにはなお若干の問題があろうが、直系相承を正しいとする考え方の存在については、懷風藻に見える葛野王伝の記述も一つの傍証とができよう。伝によれば王は大友皇子の長子・天智の孫に当るが、伝はさらに次のような挿話を載せてゐる。持統十年に持統の後継者と目せられていた太政大臣の高市皇子が死んだ後、皇太子を定めようとした所が、『群臣各々私好を挾み』、衆議紛々として容易に決しなかつた。この時葛野王は進んで次の如く奏した。曰く『我國家為法也、神代以来、子孫相承、以襲天位、若兄弟相及、則乱徒此興、仰論天心、誰能敢測、然以人事推之、聖嗣自然定矣、此外誰敢間然乎』と。王のこの言によつて国を定めることができた、といふのである。

懷風藻が葛野王の言行を正しく伝えているかどうかは一応問題外としよう。『神代以来、子孫相承、以襲天位』といふことが歴史的事実と背反することも敢て問わない。私がここでいいたいのは、子孫相承、即ち直系相続が皇位継承の正しいあり方で、兄弟相及、即ち傍系相続は世の乱れるもとなるから禁じられねばならぬ、という考え方を、葛野王又は葛野

王伝の撰者が持つていたと思われることである。そしてそれが上記したような形で、肯定的に懷風藻の中に取り入れられていることは、直系相承を皇位繼承の正しいあり方とする思想が懷風藻の編まれた八世紀後半において、少くとも宮廷の一部に存したことを見ている。私はこの思想が上來考來來た不改常典の具体的な内容と一致する所に着目したい。勿論このことは、不改常典が直系相続の皇位繼承法であるとする説を直接証拠だてるものではないが、そういう内容を持つ継承法があつたとしても不合理でないことを証明するものと言つてよいであろう。かくして私は、葛野王の傳によつても、直系による皇位継承法の存在をある程度推測してよいのではないかと考え、そうした皇位継承法を規定したものが、天智天皇の作つたという不改常典ではなかろうかと想像するのである。但し、今まで度々法といつて来たが、厳密な意味での法令・律法ではなく、聖德太子の十七条憲法の如く、理想を掲げただけのものに過ぎないであろうことを、一言注意しておく。

三

不改常典が上に述べたように直系相承の皇位繼承法、またはそれを主内容とする法であるとするならば、それが何時定められたかが次の問題となる。これについては、宣命の言う所をそのまま認めて、天智天皇の制定とする説と、宣命の言う所はとにかく問題の起りやすい皇位繼承を権威づけるために、偉大な改革者であつた天智天皇の名を法令制定者に借用して作りあげられたものと見て、所謂不改常典は實際に天智が定めた法ではなく、天智朝以降の思想上の產物にすぎないとする考え方とが成立し得る。

後者の説に従うならば、天智以後の何時頃かということが、更に問わねばならない。弘文天皇は別として、天武・持統は何れも直系相続ではないから、この頃に直系相続法の制定者が問題となる筈はない。それはやはり、皇位繼承法が紛糾・複雑化し、しかも条件附にせよ直系相続の行われまた行おうとした文武朝以降でなければならぬ。そして文武即位の

宣命ではこのことがまだ言われず、元明天皇即位に当つてはつきりと述べられているのであるから、文武朝の末年、或は元明朝の初年をその時期とするのが妥当な解釈であろう。特に元明は文武の生母に当り、子から母へという皇位継承は異例中の異例であり、元明即位をめぐつて問題の起る危険性は多分に存したことと思われる。この時に天智の第四皇女である元明（阿閉皇女）が、父に仮托して皇位継承の合法性と永続性を強調しようとしたと考えることは、それほど無理な想像ではあるまい。（若し不改常典が父系直系乃云父子相承を内容とするならば、文武の即位に関連して作られるはずではなく、やはり文武末年以降の成立と考えられる。）

そうはいつても確証のあることではなく、宣命の言う通り不改常典は天智が実際に制定したとする説も存立し得る。この立場に立てば、元明の天智仮托説に対し、元明即位の慶雲四年（七〇七年）は天智崩年（六七一年）を去ること三六年で、天智朝の官人の中にはこの頃まだ生存していたものも若干はあるに違いないから、虚偽の仮托は行いがたいのではないかと反駁することができるであろう。しかしこの反論は実はそれ程有力なものとは言えない。天智死後の壬申の乱と歳月の経過のうちに、重要政務に関与した天智朝の高位高官は殆んどすべて死亡してしまつたと考えてよいからである。元明自身、養老五年（七二一年）に六一歳であつたといふ統紀の伝えから逆算すれば、天智の歿年にはまだ十一歳で、皇位継承の問題についての記憶を持つていたとは考えられない。さらに天智制定説にとつて不利なのは、四回の宣命に見える所が何れも『不改常典』『不改_伎常典』というような漠然たる表現で、明確な形の成文としては伝える所がないことである。これより言えば、元明朝においても成文化した皇位継承法としての不改常典が存したかどうか疑わしく、そういうものが天智朝に作られたという考え方だけが元明朝前後に発生して、以後に伝承されたのではないかとさえ思われてくる。或いは天智以来口頭で伝承されたという想定も存立不可能ではなかろうが、それならば伝承の間に当代の皇位継承に適合するように変改が行われることも考慮に入れなければなるまいから、假りに天智の制定になることが事実であるとしても、そのまま元明朝まで伝えられたかどうか、疑問とすべきである。

以上に述べた所から、私は天智天皇が定めたとする宣命の伝えを全く否定する十分な論拠はないが、不改常典の語で示される皇位繼承法は、皇位繼承の紛糾する恐れの生じた文武末年乃至元明初年において、天智に仮托して語り始められたものとする方が、より妥当な見解ではないかと考える。

それでは何故特に天智天皇を選んで仮托したのであろうか。それは先にも少し触れたように天智が改革者徒つて各種の新制の創始者と見なされていたという事情が主であろうが、その他には天智が有力な皇位繼承の候補者であつた自分の弟大海人皇子を排して、実子大友皇子を自己の後継者として直系相続を実行した歴史的事実も、彼を直系相続法の創始者にする考え方を生む上に預かつて力があつたであろう。だがこの解釈についてはすぐ次の如き反問を生む。——天智が大友を後継者としたのは死の直前であつて、それまでは弟・大海人を後継者（皇太弟）に定めており、その最晩年にして死殮の二ヶ月前である天智十年十月においてさえ、位を大海人に譲ろうとしたではないか。天智がはじめから直系相続を行おうとしたのではないことは明らかで、天智を直系相続法の実際の制定者とする考えは勿論、仮托とする考えもこの点から全く不適当である。さらに言えば、このような不合理が起るのは、天智の定めた不改常典を皇位繼承法とする考え方自体に欠陥があることを示しているのであつて、不改常典はやはり皇位繼承法に限定すべきではなく、近江令とする通説を再考すべきではないか——。

この疑いは今までの立論全体に連関する重要な反問と言わざるを得ない。項を改めて所見を述べることとする。

四

反論の主眼点は、天智が弟の大友を己の皇位繼承者としたことにある。このことは歴史的事実として一般に承認されているようであるが、それに間違いはないであらうか。伴信友がすでに『長等の山風』の中で指摘しているように、疑いを入れる余地は相当に存するようと思われる。もしもそれが事実でなければ、上記の反論が崩壊することは言うまでもない。

以下この問題に限つて信友とやや異なつた立場から、私見を述べることとする。

大海人が天智の皇太子に立てられたことは殆んど自明の如く言われているが、周知のように天智紀には大海人立太子の記事はない。恐らく次の如き書紀の記載から立太子の事実があつたと認められているのであろう。

(1) 天武前紀に『天命開別天皇_(○天智)元年立為東宮』とある。

(2) 天武前紀及び天智十年十月紀に、天智が大海人に『授鴻業』^二ようとした、或いは『以後事屬汝』^二と言つたとある。

(3) 天智八年_(○即位)十月紀以後に、大海人を『東宮大皇弟』又は『東宮』又は『皇太子』と称している。

(4) 天智三年二月紀以降に大海人を『大皇弟』又は『太皇弟^⑧

(5) 天智三年二月紀では、大海人は『大皇弟』と称されるだけでなく、天智の命を受けて『宣増換冠位階名及氏上民部家部等事^上

ほぼ以上の五項に尽きるであろう。しかし右に記したのは天智・天武紀の記述であり、この両紀は天武即位を合理化するための潤色が行われたであろうことは十分考慮に入れなければならない。それを思うと右の各項は何れも大海人立太子の確証とすることはできないのであるまいか。

まず(1)の天武紀の立太子記事であるが、これは(3)の天智八年十月から東宮の語が大皇弟に冠して用いられていることと連関して考へるべきであろう。東宮の語が立太子の事を示しているとも言えるからである。しかしこれは天智紀に立太子記事がないのと矛盾する外に、(1)によつて天智七年_(○即位)立太子を認めるとして、立太子の後であるべき天智七年五月及び八年五月紀において、七年以前と異なる大皇弟といふ称を用いているのとも矛盾する。論者或いは、立太子した皇弟を皇太弟といい、大皇弟と皇太弟とは同意と考えてよいから、立太子以後に大皇弟と言つてもよいではないかと言われるかも知れないが、それならば『東宮大皇弟』といふのはどういう意味か^⑨。大皇弟が皇位をつぐ皇弟の意なら、東宮の語は不用であろう。やはり大皇弟は皇位繼承者の意はなかつたとすべきであろう。又もし皇位繼承者の意があるならば、

立太子以前であるべき天智紀三年に大皇弟とあるのが矛盾となる。このあたりの書紀の記述は追記が多いから、このやうに用語について詮索しても無意味であるといふ論もある。正にその通りで、追記を認めるならば、用語から立太子を否定することはできないと共に、肯定することもできなくなる。

次に(2)であるが、死を目前にした天智が大海人を呼んで後事を托したというこの記事は、その全体が架空のことではなくとも、譲位の意を示したという点は天皇の即位を合理化するために造作された物語ではないかと疑われる。三年前に立太子して皇位継承の確定したはずの大海上人に改めて後事を托するというのも、芝居がかつていて感がする。しかし非常の際にはこういうことがなかつたとは言えないから、天智の苦肉の策として譲位の意を示したことは事実かも知れないが、それは天智の最晩年に起つた一挿話にすぎず、大海人立太子の証拠とすることはできないであろう。

(3)の東宮についてはすでに述べた。(4)も先に触れたように、大皇弟は立太子した皇弟、即ち所謂皇太弟と同意とは考えられず、大皇弟の語があることは何等立太子の証拠とはならない。ただ天智十年五月紀に皇太子とあるのが、一例だけではあるが問題となる。しかしこれは、信友も言つてゐるよう、或いは東宮、或いは皇太子と錯雜した用法をしていることにして疑惑が掛けられるべきであつて、立太子の決め手にすることはできない。(5)は大海人が重要な地位にいたことの証拠とはなるが、立太子したことを証明するものではない。その上注意しなければならないのは、坂本太郎氏が指摘しておられるように、この記事は天智十年正月紀に『施行冠位法度之事』とあるのと同一の史料より出たもので、称制の年紀と即位の年紀が混同されたために、三年(三年^{○稱制})と十年(四年^{○即位})の二ヶ所に掛けて記されたと思われる。十年の方は『東宮太皇弟奉宣(或本云、友皇子宣命)¹¹⁾』とあつて、宣布者についても大海人とする説と大友とする説と両説あつたことが知られる。三年と十年、大海人と大友、何れを取るべきか俄かに決しがたいが、年紀については仮りに青木和夫氏の説を取つて三年を正しいとしても、この年大友は十七才であるから、宣布の任を果すことは十分可能な筈である(文武天皇は十五才

で即位している。私は全般的に見てこのあたりの書紀には天武のための潤色が行われていると考えるが、それにも拘らず大友の宣布を伝える説が残さいれてることを重視して、大友宣布説が本来の所伝であると見たい。従つて(5)も大海人立太子の論拠としては、重視することができないのである。なおこの外に、大海人が湯沐邑をもつていたこと（天武元年紀）も、一応考えてみなければならないが、東宮が湯沐邑を持つことは、延喜式に見えるけれど、養老令にはその規定なく、これを以つて大海人が東宮であつたことの証拠とはできない。

以上要するに、大海人の立太子の論拠とされる所は、それ自体矛盾を含むか、又は書紀編者の潤色と見るべきもので、確証とできないことが明らかになつたと思う。従来史家は、信友の抱いた疑問についてそれ程顧みることなく、大海人の立太子を前提として、大友が太政大臣となり東宮の大海人と並ぶ地位についたことに關して、種々の説をなしたのであるが⁽¹³⁾、天智紀に立太子の記事がないのに従つて、大海人の立太子を認めなければ、この時代についてより深い理解が得られるのではないか。こう言つたからとて、大海人が天智朝において鬱然たる勢力を有し、皇位継承の最有力な候補者であつたろうことを否定するのではない。天智が大海人を後継者と認めなかつたことを言いたいのである。

以上の所論が認められるならば、天智が直系相続による皇位継承法を成文化したかどうかは不明であるが、その実行者であり、従つて書紀の編纂、流布以前にはそう信じられていたと考えて支差ないと思う。そしてこのことが、天智をそのような継承法の制定者とする伝承を生む主要な原因の一つとなつたのであろう。なお述べねばならぬことが少くないが、予定の紙数が尽きたので筆を擱く。

〔註〕

- (1) 岩橋小彌太氏『天智天皇の立て給いし常の典』（日本学士院紀要、九ノ一、昭二六） (2) 青木和夫氏『淨御原令と古代官僚制』（古代学、三ノ二、昭二九） (3) 高橋崇氏『天智天皇と天武天皇』（続日本紀研究、一ノ九、昭二九） (4) 続紀で即位
宣命に不改常典のことを記さない天皇は、外に文武と元正があるが、文武については本文で後に説く。元正は即位の宣命の記載がないので、この場合考察の対象とはならない。 (5) 坂本太郎氏『飛鳥淨御原律令考』（法制史研究、四、昭二九） (6) 不改常

典を近江令とは別の法典と考えるのは、近江令の存在そのものを否定することではない。岩橋氏も、上掲論文の限りでは、近江令の存在を否定してはおられない。⁽⁷⁾ 若し、懷風藻の撰者を淡海三船とする説が正しければ、三船は葛野王の孫に当り天智の直系の子孫となるから、伝の中で特に直系繼承の思想を強調したのかとも考えられる。しかし文武の立太子に関して直系繼承のことと言つてはいるのであるから、天智系を擁護するために作為した舞文と簡単に断じ去ることはできない。⁽⁸⁾ 国史大系頭註によれば、類聚国史が八年五月紀に太皇弟に作るという。他は大皇帝である。東宮大皇帝も、十年正月紀では太皇弟に作る。⁽⁹⁾ 普通、大海人皇子を皇太弟と称するが、書紀には皇太弟という語は見えない。但し『日本書紀通釈』は天智十年五月紀の皇太子を皇太弟に改めている。なお通釈によれば、大織冠伝の元寛本は皇太弟に作るという。また、大織冠伝などで大海人が天智の摂政となつたことを伝えるが、書紀成立以後の所伝であるから、この場合の史料とはなし得ない。⁽¹⁰⁾ 坂本太郎氏『律令の研究』（昭和十八年度、東大における講義）、但し青木和夫氏前掲論文の註による。⁽¹¹⁾ 青木和夫氏、前掲論文。⁽¹²⁾ 懐風藻による。なお、懷風藻では、『年二十三、立為皇太子』とあり、天智九年の立太子を伝える。⁽¹³⁾ 中でも日本の古代政治史において、天皇不執政に基づく二重性の存在を説かれた竹内理三氏の『太政官政治』（日本歴史、五六、昭二八）の説は、この問題について重要なが、氏の方だけでは解釈しえない場合も少くないと思う。

〔附記〕 本稿を成すに際して適切な批判と教示を与えられた井上薰・岸俊男・田中卓・高取正男の諸氏に対し、深甚の謝意を表する。

（三〇、七、三一）

〔追記〕 余白をかりて、大海人立太子問題に関する伴信友の論を左に摘記する。『天武天皇の皇太子に立給る事を、本紀に天智御世の元年に、（係て月日を挙ずしてたゞに、）立為東宮と記されて、むねとある天智紀に其立太子の事を載されず、紀中なべての例と異なるもいかにぞや、……また天智紀には、御世の始より八年五月壬午までは、太皇弟または皇太弟など書され、（但し八年五月壬申の条にのみ、一本には太皇太弟）同年十月紀申の条より始て、東宮太皇弟、また皇太子、また東宮など記されるも、またいかにぞや、……紀中の例、日繼の皇子に立ちたまへる事を、立為皇太子、或は立為太子など記されたるに、此紀にのみ立為東宮と見え、紀中此稱を交へ用ひられたり、すべて紀中に、皇太子をさして東宮と書されたる事は、漢文ざまの潤色文にこそは稀々には見えたれ、うちまかせて春宮とのみ書されたる例なきを、此天皇にのみ係て称せるはつきなく見ゆ、これによりて窃に考るに、実は天智天皇の御世、大海人皇子を皇太子に立てたまはず、皇太弟^{マヲス}と称に為し給ひて、おのづから皇太子の如くにておはしましけるにもやあらむ』（長等の山風、上之巻、全集第四卷四七五、四七六頁）信友は皇太子とは別に皇太弟という地位が置かれと考えているが、註⁽⁸⁾⁽⁹⁾に述べたように、国史大系の校訂によれば、天智紀では大皇帝か太皇弟で、皇太弟は見えない。